

あお 青 やま 山 ただ 忠 まさ 正

学位の種類 博士(文学)
学位記番号 文第 166 号
学位授与年月日 平成12年10月5日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 明治維新と国家形成
——日本近代国家形成過程の史的研究——

論文審査委員 (主査)
教授 大藤 修 教授 今泉隆雄
教授 玉懸博之

論文内容の要旨

序「視角と課題」

本論文は〈重層言語〉と〈国家形成〉という視角に立って、嘉永7年(1854)から明治2年(1869)に至る明治維新の政治過程について考察することを課題としている。明治維新の歴史学的研究は、1920年代に革命戦略論として開始され、1960年代まで引き継がれたが、その主流的な見解は、成立した明治国家権力の性格を「絶対主義」ととらえ、その国家を成立させた「変革主体」の形成過程を追求するという視角に立つものであった。本論文では、そのような視角の限界を確認したうえで、日本列島領域における統治権力システムの近代へ向けた変容の動態を、言語に表象される東アジア固有の認識論理を踏まえながら、国家形成の過程として、実証的に考察しようとするものである。

第I部 「歴史認識と言語」

第1章 「明治維新の史学史——『絶対主義』と『変革主体』——」

〈科学〉であることを標榜する明治維新の研究は、日本において1920年代に始まった。それは、1917年ロシア革命において、政治理論としてのマルクス—レーニズムの有効性が確認され、その理論の日本への適用がめざされたことを契機としていた。

そこから出発し、1960年代に至るまで明治維新研究の主流と目された、いわゆる講座派系統の見解は、その意味で革命戦略論としての制約を内包していた。本章では、1920～1960年代の主要な研究業績を、「絶対主義」と「変革主体」をキーワードとして、形成期(1920年代)・確

立期（1950年代）・継承期（1960年代）の3段階に区分し、その時点での時代状況のもとに位置付けながら整理した。

論点として、明治維新を「絶対主義」形成とする議論は、1920～30年代に、明治維新をブルジョア革命と理解する所説への反論として、当時の天皇制国家権力の専制的性格を強調する立場から主張されたものであり、歴史的概念としての検討を経てはいないこと、また「変革主体」形成については、来るべき革命へ向けて実践主体を確立させようとする志向を、19世紀半ばの現実にあてはめて、維新の「主体」を解釈した結果であることを指摘し、1960年代以降、民主変革の課題の後退という時代状況の変化にともなって、議論としての説得力を喪失して行くものとした。

第2章 「和親・通商・攘夷——19世紀東アジアの言語として——」

19世紀に西ヨーロッパ諸国は、日本列島へ接触の頻度を強める。両者間の交渉の過程は、いわゆる「日本開国」に至る過程として、従来も多く研究の対象とされてきたが、それらは、おおむね近代（19世紀末期）以降に成立した観念によって、19世紀半ばの事象を解釈したものであった。たとえば、「攘夷」を実現不能で無謀な外交方針と理解することは、その一つの例である。

これに対して本章では、和親・通商・攘夷といった諸言語が、あくまでも19世紀時点での東アジア言語であったことを踏まえ、和親条約調印（嘉永7年・1854）から奉勅攘夷方針の決定（文久3年・1863）に至る歴史過程を主な対象に、認識論レベルで考察し、以下の諸点について論証している。

徳川將軍家の「和親条約」調印（1854）は、通商（長崎での限定的管理交易）を拒否した「海外夷狄」（西ヨーロッパ諸国）に対し、いずれ攘夷（夷狄撃攘）を実行することを前提とした暫定的な融和措置であり、天皇もそれを承認していた。大老井伊直弼による「修好通商条約」調印認可（安政5年・1858）も、その方針を踏襲しつつ「一時の権道」として行ったものである。その経緯と意図を、天皇は了解し、攘夷実行猶予の勅諭を下した（安政5年12月）。その攘夷実行の方針は、文久2年（1862）11月攘夷勅使の江戸下向と、翌年3月將軍上洛および攘夷奉承によって確定するが、文久3年8月18日政変において即時開戦が回避されたのち、最終的には慶応元年（1865）10月、条約勅許によって撤回される。これ以降、西ヨーロッパ諸国は、撃攘される可能性を持つ「海外夷狄」から、並列的な対峙の対象としての「海外万国」に位置付け直されるのである。

第Ⅱ部 「長州毛利家の政治的基礎構造」

第1章 「元治の内乱をめぐる政治状況」

文久2年（1862）後半から翌年前半にかけ、破約攘夷を唱えて政局をリードした長州毛利家勢力は、文久3年8月18日政変で、天皇が西ヨーロッパ諸国との全面開戦を避ける方針を採ったことを契機に、天皇家内部の同調勢力だった三条実美らとともに京都政界から追放された。翌元治元年（1864）7月、毛利家は勢力挽回をめざして家老による率兵上京を決行するが、御所周辺の戦闘で会津松平・薩摩島津を主力とする勢力に敗れ（禁門の変）、領地への逼塞を余儀なくされるとともに、天皇から官位停止を受け、大名家としての地位を否定されて「朝敵」となった。これに続いて將軍は毛利家征伐のため出兵を実施するが（第1次征長）、毛利家内部

では、この征長への対処方針をめぐって内部に政派对立が生じ、交戦状態に至った。いわゆる元治の内乱である。

本章では、この内乱および征長出兵について、毛利家内部の動向だけでなく、出兵に加わり、さらに徳川方総督府と毛利家との周旋に携わった薩摩島津家・筑前黒田家の活動を視野に入れ、それらをめぐる政治状況について考察した。主要な論点は次のとおりである。

島津家・黒田家は三条ら五卿の筑前移転を進めるが、それは将来的に三条を、国内政治統合の中枢に位置付けようとする構想に基づいた行動であった。また毛利家内部での政庁による、奇兵隊以下の諸隊に対する鎮圧出兵は、五卿移転の促進のため諸隊と五卿とを分離させようとしたものであり、諸隊討伐を意図していなかったが、これに対し諸隊側は一貫して政庁からの「俗論党」排除を要求し、ついに交戦に至ったものである。さらに慶応元年(1865)5～6月、「俗論党」処分および第2次征長戦に向けた実力抗戦方針の確定により、内乱状態は最終的に収束した。

第2章 「元治の内乱と諸隊の動向」

前章で述べた元治の内乱において、奇兵隊をはじめとする諸隊は、とくに瀬戸内沿岸地域を中心に広汎な活動を展開した。従来この諸隊の動向は、諸隊と庄屋・村落指導者層との提携成立により、「変革主体」としての「討幕派」形成を意味するものと評価される傾向が強かったが、本章では主に未公開1次史料に基づきながら、このような説に再検討を加え、次の諸点を明らかにした。

政庁側と交戦状態に入った直後の元治2年(1865)正月、諸隊は小郡宰判勘場(代官所)を包囲し、活動資金として代官から公金を借用した。またその後に諸隊から庄屋・一般農民に対する借銀や人馬・物資の徴発などが行われるが、それらは、諸隊に協調的な代官見習からの庄屋中に対する指令に基づいた行動である。すなわち諸隊は、勘場以下の村落行政機構を武力を背景に掌握しているのであり、そこに生じているのは宰判全体の武力占領と言うべき事態であった。諸隊は、同様な行動を瀬戸内沿岸一帯に拡大して行き、さらに要地を占拠して、政庁のある萩と領内各地との交通路を遮断した。諸隊は大名家臣団から切り離された有志の軍事組織として、遊軍的な機動力を発揮し、領内東南部一帯に組織体としての網の目を広げ、毛利家最上層部に権力体系の麻痺を実感させた。そのために毛利家としても、内乱の収束に向けた過程で諸隊の行動を追認し、諸隊の存続を確定せざるを得なかったのである。

第3章 「慶応期の諸隊組織と毛利家内部体制」

奇兵隊以下の諸隊は、元治の内乱を経て、みずからを毛利家内部に定着させた。諸隊は、大名家臣団とは本来的に組織原理が異なる団体であり、その意味からすれば、毛利家は内部に異分子的存在を抱え込んだとも言える。その反面で、諸隊は19世紀半ばの軍事技術に即応した組織という点で、有効な軍事力であった。本章では、毛利家が第2次征長戦を予想するなかで、諸隊をどのように内部に組み込んでいったか、という観点から内乱後の慶応期(1865～67)を通じた諸隊組織のあり方について、毛利家内部体制との関連に留意しつつ検討し、次のような諸点を明らかにした。

諸隊の編制について見ると、諸隊は、各隊内で区分された小規模の隊ごとに、1人の指揮官と複数の兵卒で構成され、その限りで近代的軍事組織としての特徴を持ち、また運営は政庁の

意向に反して、結果的に隊内での裁量に委ねられていたが、諸入費・兵器の供給および隊士管理等の面では毛利家の体制に依存していた。諸隊全体に関わる組織体系として、諸隊は各隊個別に政庁の直接統制下に置かれていた。この関係は戦時（第2次征長戦）の指揮系統においても変わらないが、戦時に諸隊は各方面で実質的に指揮中枢化し、配備諸兵はその指揮下に置かれた。諸隊は軍事組織としての有効性を実戦の場で証明したが、毛利家政庁は、身分制・知行制体系からはずれた組織である諸隊を完全には掌握できず、その意味で諸隊は、体制にとって矛盾を引き起こす存在となってゆくのである。

第Ⅲ部 「大名合議構想の展開」

第1章 「征長と将軍進発」

慶応2年（1866）6～8月、第2次征長戦争での敗戦が将軍にとって権威の最終的な失墜を招く結果になったことは、すでに多く指摘されている。その征長の発端は、慶応元年4月の将軍進発令（いわゆる長州再征令）だが、この時点でそれが発令された経緯等については、これまでの研究でも明らかにされていなかった。本章では、元治元年（1864）7月から進発令発令に至るまでの経過を、主に徳川家側内部の動きに焦点を当てて明らかにした。

将軍進発は禁門の変（元治元年7月）直後から、禁裏守衛総督一橋慶喜・京都守護職会津容保・京都所司代桑名定敬から、長州征討に活力を与えるものとして要請されていたが、彼らと認識を異にする老中は、その要請に応じようとせず、むしろ一会桑の江戸呼び戻しを策した。この間に京都では征長総督尾張慶勝らにより、第1次征長終了（元治元年12月）後の長州処分について、諸侯協議で検討することが構想され、会津容保らはこれに対抗する措置として将軍上洛を要請し続けた。これに応じて元治2年3月18日（4月7日慶応改元 1865）、将軍は上坂予定を江戸において触れたが、これに先立つ3月14日京都で天皇から将軍にあて「永世不朽之國是熟評」のため上洛を命ずる勅書が宣達されていた（この情報が江戸に到着するのは3月18日以降）。将軍はこれを受け、4月19日（4月7日慶応改元）に至り、長州「御征伐」のため5月16日を期して「御進発」することを公式に布令した。期日どおり進発した将軍家茂は、閏5月22日入京参内、翌日下坂して大坂城に入る。そこに至る経過を踏まえるならば、進発の実態は上坂であり、政治的な意味に空間認識を加えて言えば、将軍・老中以下徳川家中枢部の大坂駐屯と評価すべき事態であった。

第2章 「島津家盟約と西南諸大名家」

慶応2年（1866）正月、薩摩島津家臣西郷と長州毛利家臣木戸との間で、両家勢力が今後とるべき行動方針についての合意が形成された。ここでは、その事態を島津家盟約と呼ぶ。この盟約については、これまで一般に〈薩長同盟〉と呼ばれ、〈薩長両藩による武力討幕をめざす軍事同盟〉と評価されることが多かった。このような評価が生ずる要因は、「変革主体」成立を検証しようとする視角に制約された面が強い。これに対し本章では、従来顧みられることのなかった西郷・木戸交渉の経過を検討しつつ、盟約の基本的性格と目標に関わって、次の諸点を明らかにするとともに、背後に広がる西南諸大名家の動向について考察した。

盟約の基本的性格は、島津家が慶応2年正月時点で新たに決定した行動方針を、毛利家側に公開し、その実行を確約したものである。それは、双務的な契約関係を定めた近代的国際協約（同盟）にあたる性格を持たない。そのような盟約の目標は、天皇に向けた「周旋尽力」によ

り、毛利家当主父子の官位復旧を実現させることである。毛利家が「朝敵」とされ、徳川将軍家が征伐をめざす限り、内乱の危機が生じるが、島津家はその危機を回避し、最終的には国内統合の実現を展望しつつ、このような行動方針を決定したのである。また、西南諸大名家においても、内乱の危機に対処しようとする相互提携的な行動が見られるが、それらは危機打開に向けた具体的方策や展望を必ずしも持たなかった。そのなかにあつて島津家は、当面の具体策として毛利家に対し、その政治的復権に向けた周旋の実行を約束したのである。

第3章 「慶応期の内政と外交」

慶応元年（1865）9月、将軍は長州再征の勅許を得るが、それは必ずしも再征の即時実行を狙いとせず、長州処分合議という諸大名家側の構想を封じ込める効果を持った。しかし、諸大名家はすでに将軍による諸大名家統合権を認めようとせず、なかでも島津家は、同年10月通商条約勅許問題の発生に際して、外交権の将軍から天皇への移管を中心とする政体構想を具体化させる。その過程で課題とされていたのは、諸大名家の意志を国家レベル政策決定に機構的に組み込むための構造的な改革の方向である。その動きは、やがて慶応2年12月徳川慶喜への将軍宣下と孝明天皇死去の後、翌3年5月、島津家の主導による四侯会議の開催へと展開する。本章では、このような視角を踏まえ、条約勅許から四侯会議に至る慶応期の政治過程について考察した。

慶応2年6月、第2次征長戦の開戦後、7月20日将軍家茂死去を受けて松平春嶽は、慶喜に対し、徳川家から天皇への政権返上と諸大名合議による国政運営を提案するが、慶喜は結局これを拒否し、同年12月将軍職に就いた。それは、権力基盤を基本的に徳川宗家のみ置く点で、14代までの徳川将軍とは異質な権力であり、孝明天皇死去（12月25日）後、徳川宗家は天皇家と並立し、最終的にはこれを凌駕する自立路線をめざすようになった。これに対して島津家は慶応3年5月、兵庫開港・長州処分問題を争点とし、島津久光ら四侯による慶喜との折衝を通じて、将軍職廃止および国家主権の天皇家への統合と、その諸大名「公議」による運営体制の実現をめざすが、諸大名合議と将軍に対する折衝という方式の限界にあつて失敗した。これを契機として、島津・毛利両家勢力は、徳川方に向けた武力行使計画を具体化させるのである。

第IV部 「王政復古の政治過程」

第1章 「武力行使計画と12月9日政変」

慶応3年（1867）5月24日、兵庫開港・長州処分の同時勅許は、四侯会議の失敗を確定づけた。これを踏まえ、島津家は翌25日、状況打開のため毛利家とともに武力を行使する計画を策定した。その動きは、政治状況の変化に伴った曲折を経て、12月9日王政復古政変に帰着する。本章は、以上の経過について、未公刊1次史料の豊富な発掘を踏まえながら、研究史上はじめて具体的に論証したものである。

薩摩島津家は、武力行使に基づく皇居封鎖と天皇家審議誘導による毛利家当主父子官位復旧を当面の目標とした〈皇居封鎖〉計画を策定し（5月25日）、長州毛利家に対する協同要請を予定した。しかし、薩摩は6月下旬土佐山内家からの提案に基づき、土佐と盟約を結び（7月2日）、慶喜に対する将軍職辞任建白を計画するに至ったが、土佐側内部の動揺に伴い、8月半ばには徳川宗家への襲撃を含む〈挙兵政変〉計画を立案し、長州の了解を得た。その後、土佐が奉還建白から将軍辞職条項を削除することが明らかになった時点で、薩摩は土佐との提携を

断ち（9月9日）、長州および芸州浅野家とともに天皇家内部の制度改革を含む〈3藩協同出兵〉計画を立てた。ところが、薩摩出兵の遅れにより、その実行時期は延期され、また慶喜による政権奉還上表提出（10月14日）によって〈3藩協同出兵〉計画の目的が先取りに実現されたことから、その計画を大幅修正した形で「王政復古」政変が実行された（12月9日）。その政変の内容は、天皇家内部の制度改革を実現したものであるが、それと表裏をなすべき旧将軍慶喜以下の政治的抹殺を実行するため、島津家の挑発により武力衝突が引き起こされる結果（正月3日）を見たのである。

第2章 「大名家の廃止と藩の制度化－明治2年6月の改革－」

慶応3年12月9日政変とそれに続く鳥羽・伏見戦争の勝利とによって、みずからの基盤を確保した王政復古政府は、天皇親裁体制のもと諸大名を「藩屏」として並列的に編成する一方、諸大名家政治勢力の意志である「公論」を国家意志にまで集約するため、「衆議」システムとして構造化することを課題としていた。その具体的な制度化の過程は、徳川将軍家のもと、家格に基づいて統合されていた諸大名「家」を、天皇政府のもと、「藩」として一元的に編成する形態をとって現れる。その制度的な帰着点は、大名家を藩に切り替える改革としての明治2年6月「版籍奉還」であった。本章では、このような視角に立って、慶応4年（1868）初から明治2年6月までの政治過程について概観し、本論文の結びとした。

慶応4年2月以降、政府は徴士・貢士制度を設け、公論の衆議システム化を図るとともに、閏4月21日政体書を公布して、「藩」を府県と並ぶ太政官政府の地方官制に位置付けた。これと並んで大名家から政府に、旧将軍家発給の領知判物等が提出された。この府藩県三治一致の方向性は明治元年10月28日、「藩治職制」公布によって、さらに明確化する。これらの措置によって大名家政と藩制との分離が進展したが、それを制度的に確定する施策が版籍奉還であった。明治2年正月、毛利・島津・鍋島・山内、4大名家当主により、版籍奉還上表が提出され、天皇は6月これを勅許した。約270家の大名家当主は、領知権保障を喪失した地方官「知藩事」に任じられ、同時に旧大名家臣はすべて「士族」とされた。大名家は、ここに廃止されたのである。

論文審査結果の要旨

本論文は、〈重層言語〉と〈国家形成〉という視角に立って、嘉永7年（1854）の和親条約調印から明治2年（1869）の版籍奉還に至る、明治維新の政治過程について考察したものである。序と本論4部10章から構成される。

序では、従来の明治維新研究への批判を踏まえて研究視角と課題を提示する。明治維新研究はロシア革命に触発されて1920年代に開始されたが、論者は、それは革命戦略論としてであり、その時点での専制的天皇制国家と、そのもとでの国民の諸権利を抑圧する社会構造とを発生論的観点から認識することを課題とし、それゆえ維新によって成立した国家権力の性格規定と、その権力を成立させた変革主体の形成過程の究明に焦点が当てられることになった、と総括する。そして、その問題関心は戦後の民主変革を課題とした1960年代に至るまで引き継がれたが、高度経済成長に伴って現実の課題意識が薄れるとともに議論としての説得力を失った、とす

る。そのうえで、従来の政治主義的維新論から脱却して新たな維新像を構築するためには、漢語をベースとした伝統的な東アジアの認識体系に西欧の言語をベースとする認識体系がかぶさった、19世紀特有の重層言語を読み解いて歴史事象を認識しなければならないことを説き、それを踏まえて明治維新の政治過程を近代国家形成史の視角から考察する、という課題を設定する。

第Ⅰ部 「歴史認識と言語」

第1章 「明治維新の史学史——『絶対主義』と『変革主体』——」では、1920年代から60年代にかけての明治維新研究を、その中心的な課題であった「絶対主義」成立と「変革主体」形成というテーマを軸に、背景としての時代状況を踏まえながら整理し、今後の展望を示す。

第2章 「和親・通商・攘夷——19世紀東アジアの言語として——」は、和親・通商・攘夷といった諸言語が、あくまでも19世紀時点での東アジア言語であったことを踏まえ、嘉永7年（1854）の和親条約調印から、安政5年（1858）の修好通商条約調印を経て文久3年（1863）奉勅攘夷方針の決定に至る歴史過程を主対象に、認識論レベルで考察したもの。言語自体の歴史的吟味を通じて、両条約とそれをめぐる政治動向についての従来の理解を一新した画期的な論考である。

第Ⅱ部 「長州毛利家の政治的基礎構造」

第1章 「元治の内乱をめぐる政治状況」では、元治元年（1864）7月、禁門の変で敗れ、天皇から官位停止を受けて朝敵となった毛利家内部での、徳川将軍家の長州征討への対処方針についての政庁と奇兵隊以下の諸隊の対立抗争をめぐる政治状況を、征長総督府ならびに対毛利家周旋に当たった薩摩島津家・筑前黒田家の活動に留意しつつ、国家レベルの問題として検討する。

第2章 「元治の内乱と諸隊の動向」では、元治の内乱における諸隊の瀬戸内沿岸地域を中心とする活動を考察対象とし、諸隊と庄屋・村落指導者層との提携成立による変革主体としての討幕派の形成と評価されてきた事態を、宰判勘場（代官所）以下の村落行政機構の武力占領ととらえ、旧説を批判する。

第3章 「慶応期の諸隊組織と毛利家内部体制」では、元治の内乱から戊辰戦争開戦までの慶応期（1865～67年）を対象に、諸隊の組織のあり方を軍事を中心とする毛利家内部体制との関係に留意しつつ分析する。本論考は、従来、諸隊については変革主体としての討幕派成立論の観点から研究がなされ、諸隊の組織実態の解明がなされていないことに鑑み、その分析を通して、諸隊がもつ基本的意義、すなわちその存在が引き起こす、慶応期毛利家内部の矛盾を抱えたあり方をとらえようとしたものである。

第Ⅲ部 「大名合議構想の展開」

第1章 「征長と将軍進発」では、慶応元年（1865）4月の将軍進発令（長州再征令）について、この時点で発令された経緯を、禁裏守衛総督一橋慶喜・京都守護職会津容保・京都所司代桑名定敬、征長総督尾張慶勝、朝廷、老中らの思惑の絡み合いに焦点を当てて分析し、進発の実態は上坂であり、将軍・老中以下徳川家中枢部の大坂駐屯と評価すべき事態であった、とする。

第2章 「島津家盟約と西南諸大名家」は、これまで〈薩長同盟〉と呼ばれ、薩長両藩による武力討幕をめざす軍事同盟と評価されてきた、慶応2年（1866）正月の島津家と毛利家の盟約を、島津家がこの時点で新たに決定した行動方針を毛利家側に公開し、その実行を確約した

もので、双務的な契約関係を定めた近代的国際協約（同盟）にあたる性格をもたないとして、定説を覆した刮目すべき論考である。論者は、毛利家が「朝敵」とされ、徳川將軍家が討伐をめざす限り、内乱の危機が生じ、国家の存続を危うくすると憂慮した島津家が、毛利家に対し当主父子の官位復旧を天皇に周旋することを約束したものの、とこの盟約を理解する。

第3章 「慶応期の内政と外交」では、慶応元年（1865）10月の通商条約勅許から、同3年5月の島津久光・越前松平春嶽・宇和島伊達宗城・土佐山内容堂の四侯会議失敗を経て、島津・毛利両勢力による武力討幕へと展開する、内政と外交をめぐる政治過程を考察し、この過程において、大名家を単位とする諸政治勢力の間で模索されていたのは、国家レベルの政策決定システムの構造的な改革の方向であった、とする。

第IV部 「王政復古の政治過程」

第1章 「武力行使計画と12月9日政変」は、慶応3年（1867）5月の兵庫開港と長州寛大処分同時勅許による四侯会議失敗以降、12月9日の王政復古政変に至る政治過程を、新たに発掘した豊富な未刊行一次史料の分析によって、研究史上初めて具体的に論証したものである。

第2章 「大名家の廃止と藩の制度化——明治2年6月の改革——」では、慶応4年（1868）初から明治2年6月の版籍奉還に至る政治過程を概観し、結びとする。王政復古政府は、天皇親裁体制のもとで諸大名を「藩屏」として並列的に編成する一方、諸大名家勢力の意志である「公論」を国家意志に集約するため、「衆議」システムとして構造化することを課題とし、その制度的帰結が版籍奉還であった、と論者は解する。

以上のように、本論文は、従来の政治主義的明治維新論に対する批判に立って、19世紀日本に特有の言語の意味を理解したうえで史料を綿密に読み解き、明治維新の政治過程をまったく新たに書き替えた、画期的な研究であり、すでに学界において高い評価を得ている。新たな明治維新研究の出発点となることは疑いなく、斯界の学問的発展に寄与するところ大なるものがある。

よって、本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な視角を有するものと認められる。